

公益財団法人
日本バウンドテニス協会
倫理委員会規程

公益財団法人日本バウンドテニス協会 倫理委員会規程

(目的)

第1条 本規程は、公益財団法人日本バウンドテニス協会（以下「本協会」という。）倫理規程（令和8年1月1日施行）第12条第2項に基づき、本協会の倫理委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものである。

(組織)

第2条 委員会は、委員長1名、副委員長2名以内及び委員5名以内をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員長及び副委員長は、委員の中から、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

2. 委員長は、議事その他の会を総理し、委員会を代表する。
3. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する

(委員)

第4条 委員（委員長及び副委員長を含む。）は、本協会の役員から5名以内、事務局員1名および弁護士、公認会計士等の有識者から2名以内を選出し、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。なお、委員のうち1名以上は女性とする。

(所掌事項)

第5条 委員会は、次の事項を所掌する。また、委員会は、当該所掌事項を遂行するにあたって必要な場合には、本協会の理事会等の意思決定機関に対して助言又は提言を行うことができる。

- (1)本協会の定める倫理規程、内部通報規程等の関係規程の遵守並びに関係規程違反に係る調査及び当該調査に基づく処分等に係る事項
- (2)本協会及び本協会の加盟団体への倫理又はコンプライアンス教育の企画・実施
- (3)本協会の倫理又はコンプライアンス強化に係る方針や計画の策定及びその推進、実施状況の点検、リスクの把握
- (4)本協会の加盟団体の倫理又はコンプライアンス強化に係る事項
- (5)その他本協会及び本協会の加盟団体における倫理又はコンプライアンスに係る事項

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2. 委員会は、半数以上の委員の出席をもって会議を開き、議決を行うものとする。
3. 委員会は、事業年度内に必ず1回以上開催する。

(委員の除斥)

第7条 委員（委員長及び副委員長を含む。）は、自己に関する事項については、その調査及び処分審議に加わることができない。

(その他)

第8条 本規定の改廃および本規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て定める。

付 則

この規程は、令和8年1月1日から施行する。